

平成22年12月10日

記者発表資料

発表先 石川県政記者クラブ

扱い

配布を持って解禁



冬期風浪前の石川海岸をパトロールします

～重要水防箇所パトロール及び説明会～

「手取川・梯川・石川海岸水防連絡会」では、海岸における水害を防止するため水防に関する連絡調整の円滑化を図るとともに、重要水防箇所をパトロールする事により水防管理団体が行う水防活動を迅速かつ的確に行う事を目的としております。

今年度、石川海岸(白山市八田町から加賀市尼御前町の区間、県管理区間も含む)が水防警報海岸に指定される予定のため、冬期風浪期を迎え当連絡会による重要水防箇所パトロール及び情報伝達に関する説明会を実施し水防活動の強化を図ります。

記

日時

平成22年12月13日(月)

- ・パトロール 13時00分から14時40分(約30名参加予定)
 - 加賀市篠原町 13:00～13:20
 - 白山市小川町～松本町 14:00～14:20
 - 白山市相川新町 14:30～14:40
- ・説明会 15時15分から17時00分(約30名参加予定)
 - 石川県庁 14階 1405会議室

重要水防箇所パトロール

※パトロールのルートは別紙のとおり予定しています。

説明会

- ・水防警報基準、水防工法、情報伝達経路、海象情報収集方法等の説明

参加機関

手取川・梯川・石川海岸水防連絡会【石川県、小松市、白山市、能美市、加賀市
中日本高速(株)、金沢地方气象台、金沢河川国道事務所】

【問い合わせ先】

国土交通省北陸地方整備局 金沢河川国道事務所
海岸課長 山崎 忠
TEL : 076-264-9915 (直通)

参考資料

- 水防とは

洪水等がおきたとき、人命や財産を守るため、その地域に住んでいる人々がさまざまな技術で被害を最小限に食い止めようと活動することを水防活動といいます。水防活動は、みずからの地域をみずからの手で守るという基本的な考えをもとに昔から実施されています。

- 水防法とは

昭和24年制定。カスリーン台風等により、大水害をもたらしたことから、水防の重要性が認識されたため施行されました。水防法は、水防に関する基本法であり、水防組織、水防活動等に関する事項に区分することができます。

- 水防法第十六条第一項

「国土交通大臣は、洪水又は高潮により国民経済上重要な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報を指定しなければならない。」

- 直轄海岸の水防警報指定について

平成20年2月、下新川海岸（富山県）で「寄り回り波」により、死者2名を出す災害が発生しました。これを機に平成21年度より国土交通省では、全国の直轄海岸を水防警報海岸に指定することし、順次作業を行っています。

- 重要水防箇所とは

高波により危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所をいいます。